



2019年7月30日

各 位

会 社 名 ANAホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 片野坂 真哉
(コード番号 9202 東証第1部)
問合せ先 グループ総務部長 坂爪 浩
(TEL . 03-6735-1001)

取締役を対象とした株式給付信託への追加拠出に関するお知らせ

当社は、当社および当社子会社である全日本空輸株式会社(以下「全日空」という)の取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬制度として、「株式給付信託」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。)を設定し、運営を行っております。

本件については、2015年6月29日開催の当社第70回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く)に対する2015年度から2019年度までの5事業年度分(以下「対象期間」という)の当社株式取得資金として本信託に拠出する上限を500百万円とすることを承認いただいております(以下「ANAHD現決議」という。当社における本制度の概要につきましては、2015年5月19日付適時開示「当社取締役に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください)。また、2016年1月29日開催の全日空臨時株主総会において、取締役の報酬とANAグループの中長期的な業績および当社の株式価値との連動性を高めることを目的として、当社と同様の株式報酬制度導入し、全日空取締役(社外取締役を除く)に対する対象期間の当社株式取得資金として本信託に拠出する上限を500百万円とすることを承認いただいております(以下「全日空現決議」という)。

今般、ANAグループの中長期的な業績および企業価値の向上に対する取締役の貢献意識をより一層高めるために取締役の業績連動報酬の割合を拡充することとしました。これにより、全日空現決議の500百万円では株式取得資金に不足が生じることから、2019年7月22日開催の全日空臨時株主総会において、対象期間分の株式取得資金を605百万円とすることにつき承認いただき、既にANAHD現決議で承認いただいている500百万円とあわせた合計1,105百万円(当社500百万円および全日空605百万円)が新たな株式取得資金の上限となります。当社および全日空分として既に拠出した430百万円を除いた未拠出金額675百万円の内、586百万円を本信託へ追加拠出することを本日開催の当社取締役会において決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 追加信託日

2019年8月13日(予定)

2. 追加信託金額

586百万円

3. 取得する株式の種類および取得する株式数の上限
当社普通株式 116,900 株

4. 株式の取得期間
2019年8月13日（予定）から2020年3月31日（予定）まで

5. 株式の取得方法
取引所市場より取得

以 上